

国の施策及び予算に関する
指定都市市長会・中核市市長会
共同提言

指定都市市長会
中核市市長会

令和3年11月

目次

はじめに	1
------	---

【新型コロナウイルス感染症対策に関する重点提言】

1	医療提供体制の確保と感染対策の強化	2
2	雇用の維持、事業の継続と経済の復興	2
3	ワクチン接種の推進	4
4	地方自治体の実情に応じた税財政措置の充実	5
5	今後の感染症対策のあり方の検討	6

【通常提言項目】

1	【重点】 デジタル・トランスフォーメーションの実現に向けた 取組の推進	7
2	【重点】 脱炭素社会の実現	9
3	【重点】 地方創生の一層の推進と東京一極集中の是正	10
4	二市長会との定期的な協議の場の設置	11
5	地方制度改革の一層の推進	12
6	地方税財政制度の再構築	13
7	災害復旧・復興や安全・安心な施設整備に 向けた財政措置の拡充等	15

はじめに

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大から2年が経とうとしている。国全体が一丸となって、感染拡大防止や社会経済活動の両立、収束に向けたワクチン接種の推進等に取り組んだ結果、ようやく日常を取り戻しつつあるものの、第6波の到来が想定されるなど、いまだ予断を許さない状況である。

新型コロナウイルスの根絶が見通せない中、感染拡大の影響下において定着しつつある新しい生活様式を、引き続き推進することが重要である。

中でも、テレワークやワーケーションなどを活用した地方移住は益々関心を集めており、感染拡大による東京一極集中のリスクが認識されたこの機に、東京一極集中からの脱却、地方分散型社会への転換が期待されている。

加えて、第32次地方制度調査会の答申において、地方行政のデジタル化の必要性が示され、「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」が策定されるなど、デジタル社会の構築に向けた取組を全地方自治体において迅速かつ着実に進めていく必要も生じている。

このような社会の変化の中において、日本の総人口の約4割が居住する指定都市・中核市は、一層地方創生を牽引する先導的役割を果たすことが求められている。

そこで、指定都市・中核市がその役割を存分に発揮し、近隣市町村を含めた地域社会・経済を活性化させ、真の地方創生が実現できるよう、次のことを提言する。

令和3年11月15日

指定都市市長会
中核市市長会

新型コロナウイルス感染症対策に関する重点提言

1 医療提供体制の確保と感染対策の強化

(1) 新型コロナウイルス陽性患者や疑い患者を受け入れている医療機関のほか、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い新型コロナウイルス陽性患者以外の患者の受診が減少している多くの医療機関では、その経営に多大な影響を受けていることから、経営の安定化及び地域医療提供体制の維持のため、必要な財政支援を行うこと。

(2) 医療現場における人材確保策を講ずるとともに、医療用資器材について、国内での生産・増産体制の整備に取り組み、医療機関等への安定供給体制を構築すること。

(3) 保健所、地方衛生研究所及び感染症情報センターについては、新型コロナウイルス感染症対応の長期化に伴う職員の負担軽減や他の行政サービスの継続実施、今後の感染症対策のため、中長期的な視点も含め体制・機能が強化、充実するよう更なる支援を行うこと。

また、新型コロナウイルス検査費用の全額を国庫負担とするなど、更なる財政支援を行うこと。

地方衛生研究所については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律や地域保健法における位置付けを明確にするるとともに、施設、設備及び検査機器の整備・更新について国庫補助の対象とすること。

2 雇用の維持、事業の継続と経済の復興

(1) 労働者に対する相談体制の充実や安定的雇用の維持、業界・業種間の円滑な人材移行を促進する職業訓練の拡充など、雇用の維持・確保につながる効果的な対策を講ずること。

(2) 中小企業や個人事業主、農林漁業者等の事業継続を下支えし、地域経済等への影響を最小限に抑えるため、民間金融機関や日本政策金融公庫等による資金繰り支援の更なる拡充に加え、持続化給付金や家賃支援給付金の再実施、雇用調整助成金の特例措置をはじめとする各種支援策をより一層充実・強化すること。

特に、資金繰り支援については、新型コロナウイルス感染拡大の影響が長引いている現状を踏まえ、中小企業などに限られている融資の制度を中堅企業も受けられるようにするとともに、公益法人等の法人形態も対象と

なるよう、制度を整備すること。また、既往債務の返済猶予等について、事業者の実情に応じた柔軟な対応を最大限徹底するとともに、資本支援を目的とする新たな信用保証制度の創設や条件変更に伴う追加信用保証料に対する補助を実施し、事業者の負担軽減を図ること。加えて、民間金融機関による実質無利子・無担保融資を再度実施するとともに、返済期間の長期化等の制度拡充を図ること。

あわせて、これら支援策の活用を働きかけるための周知・広報や申請サポート体制整備、申請の簡素化、交付状況の開示、手続が不慣れな事業者に対する専門家の支援等の一層の充実を図るなど、迅速で効果的な支給につなげること。

- (3) 感染状況等も踏まえつつ、今後の地域経済活動の回復に向けた飲食店、生活関連をはじめとするサービス業への支援及び観光需要喚起策、地域で活用可能なプレミアム付商品券の発行等の事業について、継続的な支援策を講ずること。
- (4) 緊急事態宣言等の対象地域に限定せず、飲食店等への営業時間の短縮要請を実施している地方自治体における感染防止対策の実効性を高めるため、協力金事業等の支援策に係る更なる財政支援を行うこと。あわせて、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金「協力要請推進枠」について、現状の2割の地方負担を全額国が負担するとともに、財政支援対象の上限額を超えて事業者への協力金の上乗せ等を行った地方自治体に対し、特段の財政措置を講ずること。
- (5) 新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う営業時間の短縮要請や、外出・移動等の自粛要請による地域経済及び住民生活への影響は緊急事態宣言等の対象地域か否かを問わず深刻であり、飲食店のみならず幅広い業種に広がっていることから、引き続き月次支援金等の更なる充実と速やかな交付を行うとともに、深刻な影響を受けている生活関連をはじめとしたサービス業全般へも必要な支援を講ずること。
- (6) 安心・安全な観光等を実現するための環境整備の強化及び支援を拡充するとともに、息の長い観光需要喚起策を行うこと。また、Go To トラベル事業を再開する際には、地域間に不公平が生じないようにし、市町村が独自に行う旅行需要喚起施策についても確実な財政措置を行うこと。
- (7) ウィズコロナ・ポストコロナを見据え、テレワークなど新たな働き方の導入・定着及び社会全体のデジタル・トランスフォーメーションを一気に

加速させるITインフラへの投資促進など、新分野展開や事業転換、生産性の向上・働き方改革の推進に取り組む企業を強く後押しする支援策の更なる充実・拡充を図ること。

(8) 文化芸術に係る地方自治体を実施する地域の実情に見合った効果的な支援策に対し必要な財政措置を行うこと。また、文化芸術関係者の活動機会を維持するため、イベント開催制限等に柔軟に対応できる支援策の充実を図るとともに、安定的な文化芸術活動の促進に向けた継続的・中長期的なサポートを行うこと。

(9) 国民の生活を支える重要な移動手段である公共交通を維持・確保するため、公共交通事業者への支援策の拡充、強化を図ること。

3 ワクチン接種の推進

(1) ワクチン接種は、国の負担により実施するものであることを踏まえ、接種事務に携わる職員人件費も含め、地方自治体の負担が生じないように、引き続き全額国費による財政措置を講ずること。また、3回目接種も含め、今後も継続的にワクチン接種が必要となる場合にも円滑に接種事務が進められるよう、地方自治体への支援体制や事業スキームを地方自治体とも協議のうえ早期に示すこと。

(2) ワクチン未接種の国民が安心して接種の意思決定をするために必要となる情報を定期的に発信するとともに、ワクチン接種を進める過程においてもなお感染拡大防止に必要な行動等について、国民へ周知すること。

また、ワクチン接種の有無を巡る差別等の防止に向けた必要な対策を講ずるとともに人権侵害を受けた方々への支援策を講ずること。

(3) 今後の更なるワクチン確保に向け、国産ワクチンの研究開発の促進、国内でのワクチン生産体制の強化について、国の責任において推進すること。

(4) 新たに承認したワクチン等について、取扱方法、供給方法、安全性、有効性、副反応等に関する情報を地方自治体に迅速に提供するとともに、国民への適切な周知を行うこと。

- (5) 今後中長期的に必要なとなるワクチン及び資器材を国の責任において十分に確保し、安定的な供給策を講ずるとともに、供給スケジュール等を地方自治体へ速やかに情報提供すること。

4 地方自治体の実情に応じた税財政措置の充実

- (1) 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」について、令和4年度においても、地方自治体が臨時的に必要な新型コロナウイルス感染拡大防止策や経済対策等を行うことができるよう継続して交付し、地域経済や住民生活を守るために必要とされる額を確実に措置するとともに、各地方自治体の実情を踏まえて、柔軟で弾力的な運用を行うこと。また、交付金の算定に当たっては、各市町村における財政需要をより適切に反映し、地域経済や住民生活に最も身近な基礎自治体である市町村に対してより重点的に配分すること。さらに、財政力に関わらず必要な額を措置するよう算定方法を見直すなど、大都市に十分配慮すること。
- (2) 令和2年度に行われた減収補填債の対象税目拡大及び公的資金の配分について、今後の経済や税収の状況を踏まえ、令和3年度以降も必要に応じ柔軟に対応すること。
- (3) 病院、交通、上下水道事業をはじめとする公営企業等について、経営状況の急激な悪化及び中長期的な収益悪化に対応できるよう、十分な支援策を講ずること。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方等を対象とする国民健康保険・介護保険の保険料（税）減免について、令和2年度と同様に、国による全額の財政支援を講ずること。
- (5) 児童生徒を分散化（少人数化）しての授業を推進するため、教室の増加に伴うWi-Fi環境やタブレット保管庫、大型提示装置等のICT機器の増設にかかる費用についても、十分かつ継続的な財政措置を講じること。
- また、学校の臨時休業等の緊急時においてWi-Fi環境がない家庭に貸し出すためのモバイルルータの通信費用など、コロナ禍における運用に必要なとなる経費について財政支援を図ること。

5 今後の感染症対策のあり方の検討

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく国と地方自治体との関係や都道府県と保健所設置市との関係等において、その役割分担や事務権限、費用負担等について、指定都市や中核市等の意見を十分踏まえて検証し、最適化を行うこと。

- (2) ワクチン接種後の濃厚接触者の範囲や行動制限のあり方について、科学的知見を踏まえ、早急に国が見解を示すこと。

通常提言項目

1 【重点】デジタル・トランスフォーメーションの実現に向けた取組の推進

(1) デジタル分野の技術は日々更新されていることから、デジタル関連計画については常に最新技術に合わせた内容に見直しを図るとともに、地方自治体がデジタル・トランスフォーメーションを進めるのに必要となる柔軟な相談体制の構築及び継続的かつ十分な財政支援を実施すること。

また、国における行政のデジタル化の検討においては、住民との接点が多くその現場となる市区町村の意見を反映することができるよう、デジタル改革共創プラットフォームのような国と地方自治体の職員個人レベルの意見交換に加えて、デジタル庁や各府省と指定都市市長会や中核市市長会などの組織間での意見交換の場を設けること。

(2) 自治体情報システムの標準化・共通化の対応において、指定都市や中核市では、その人口規模に応じて各地方自治体の創意工夫が業務に多く反映されていることから、それらの業務や現行システムとの比較・検討、標準準拠システムに合わせた業務プロセスへの移行検討等、調整に時間を要するため、可能な限り早いタイミングでガバメントクラウドの詳細や17業務の標準仕様等システム標準化に関する情報提供を行うこと。特に各システムに共通する認証基盤やデータ連携基盤の仕様など全体設計に影響がある事項については、令和3年度中に全地方自治体に対して案を提示すること。

標準仕様をもとに各システムベンダが標準準拠システムを開発する一方、国が示すスケジュールが非常にタイトであるため、標準準拠システムが速やかに開発されるよう、標準仕様を早急に作成すること。また、各ベンダに開発が間に合うタイミングで情報提供すること。

また、標準化において、様々な省庁が関係することにより、情報発信方法及び情報発信媒体が多種多様であり、情報を漏れなく受信することが困難であるため、情報発信窓口の統一化を図ること。あわせて、各業務は、相互に関連するものであるため、各省庁の連携により手続のワンストップ化の推進を図ること。

地方自治体の作業負担のみならず、全国の地方自治体が同時にシステム移行を進めることから、地方自治体として懸念の大きい事業者の人材確保面も含めた対応能力も考慮して、令和7年度末までとした目標時期について柔軟な対応を検討すること。

なお、標準化にかかる計画立案からシステム選定、移行に至るまでの整備費用については、国において各地方自治体の実情や開発規模に応じた十

分な費用を負担するとともに、対象経費の拡充を図り、地方自治体の財政負担が発生しないようにすること。

- (3) スマートシティの推進に向けた取組が各市で検討、試行導入され始めている中、新たな取組は他の都市に横展開することで広く都市機能や行政サービスの向上に資することから、調査研究事業をはじめ実証実験等の先駆的事業や、先進的事業の横展開に資する取組に対して積極的かつ柔軟な財政的・技術的支援及び事例に関する情報提供を行うこと。

また、スマートシティの整備を加速するため、分野横断的に様々なデータを流通させるデータ連携基盤などの仕組みを国において整備すること。

- (4) ガバメントクラウドの構築に当たっては、標準化の対象となる17業務に限らず、地方公共団体における標準化対象事務に付属又は密接に連携するシステムは全て対象とすることを前提に、十分なリソースが各地方自治体に割り当てられるような構成とし、地方自治体が利用するに当たって、システムの応答速度といったリソースに起因する性能が業務に影響を与えることがないよう構築すること。

各地方自治体からガバメントクラウドに接続する際に使用するネットワークについては、整備に係る費用及び運用経費など必要経費を国が全額負担すること。

ガバメントクラウドについて、行政サービスに密接にかかわるため、先行事業を含め、システム障害や情報セキュリティ事故等が極力発生しないよう、また、短時間でのサービスの復旧が図れるよう、十分考慮した事業の推進を行うとともに、障害発生やメンテナンス実施の際等における地方自治体との連携手法や、適時・適切な情報共有を図るための運用フローの確立により、行政サービスへの影響を最小限に留めるための検討を行うなど、サポート体制等の充実を図ること。

- (5) マイナンバーカードの交付について、自宅療養中の方や外出困難な方、介護を受けている方、認知症の方などへの交付を柔軟に実施できるようにするため、交付に関する指針や基準の提示、補助金の拡充等を図ること。

また、マイナンバーカードの更新手続について、マイナンバーカードと電子証明書の有効期限の統一や、電子証明書の更新手続のオンライン化について検討すること。

- (6) 官民間問わず希少なデジタル人材について国と地方自治体間や地方自治体間相互における、人材をシェアする流動性の高い基盤を整備するとともに

に、人材育成のノウハウやコンテンツを共有する仕組みの整備・充実を行うこと。

2 【重点】脱炭素社会の実現

- (1) 2050年までの脱炭素社会の実現に向け、今後5年間の集中期間における具体的な取組だけでなく、2050年の目標から逆算した目標到達プロセスを示すとともに、再生可能エネルギーの導入・活用や、関連設備等の維持・改修・更新のための財政的支援及び専門的知見の提供等を充実・強化すること。
- (2) 温室効果ガス排出削減につながるイノベーションの早期実現に向けて、技術開発・実証等に積極的に取り組む企業や、人材の育成・供給に取り組む大学等に対して、規制緩和や継続的な財政支援を行うこと。
- (3) 電力の大消費地である指定都市・中核市と、再生可能エネルギーの高いポテンシャルを有する地方自治体との連携を促進するため、「地域循環共生圏」の展開に向けた情報提供等の強化や、制度面や財政面での支援など、多面的かつ実効性のある支援を行うこと。
- (4) 国民や事業者等が温室効果ガス排出削減の必要性を理解し自発的に取り組むことを促すために、2050年までの脱炭素社会実現への機運醸成に向け、カーボンフットプリント制度の導入促進など温室効果ガス排出量の見える化を図るための情報発信・普及啓発をさらに強力に推進すること。
- (5) 炭素税等のカーボンプライシングについて、国民や中小企業に過度な負担を強いることなく、企業の競争力強化や投資促進につながるよう、専門的・技術的な議論を経たうえでの導入を検討すること。あわせて、炭素税等の導入に際しては、地方自治体が地域の状況に応じた温室効果ガス排出削減事業を展開できるよう、その一部を指定都市・中核市をはじめとする地方の税財源とする検討を行うこと。
- (6) 2030年度までの全国で100箇所以上の脱炭素先行地域の創出や、改正地球温暖化対策推進法に基づく「促進区域」における取組を推進すべく、各地域の特性や創意工夫を踏まえた財政的支援等を行うこと。

3 【重点】地方創生の一層の推進と東京一極集中の是正

- (1) 平成26年12月に第1期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が、令和元年12月には第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定され、現在、それぞれの地方自治体においては、これまでの取組を検証しながら、地域の実情を踏まえた地方版総合戦略に基づき、様々な創意工夫を凝らして課題の解決に取り組んでいる。

国においては、平成28年度に地方創生推進交付金を創設し、平成29年度以降も、段階的に交付上限額の引上げを行うなど、意欲的な地方自治体を応援する仕組みが整えられ、活用実績において成果を上げている事例も見られる。

については、地方創生推進交付金を始めとした地方創生関係交付金が、地方創生の実現に向けた継続的な取組を強力に後押しする制度となるよう、対象事業分野の拡充や手続の簡素化を図るなど、地方自治体がより活用しやすい制度とするとともに、継続的な財政支援を行うこと。

- (2) 連携中枢都市圏構想については、平成26年度の制度創設以降、連携中枢都市となる指定都市・中核市等が積極的に圏域を形成し、コンパクト化とネットワーク化による圏域の経済成長のけん引や高次の都市機能の集積・強化、生活関連機能サービスの向上を図る取組を進めている。

連携中枢都市圏は、人口減少社会において、基礎自治体が抱える課題を解決し、安定的・効率的な行政サービスを提供していく上で重要な枠組みである。

については、現行の連携中枢都市圏構想推進要綱に基づいて運用されている制度が、今後、連携中枢都市及び連携市町村が圏域全体の持続的発展につながる取組を一層安定的に推進できるよう、基礎自治体の自主性や自立性を十分に尊重しつつ、さらに広域連携の推進を図るための仕組みとして当該制度を「法定化」とするとともに、財政面も含めた支援を強化すること。

あわせて、三大都市圏においても、近隣市町村とさらに連携し、少子高齢化や社会資本老朽化への対応等、切実な地域の課題解決に向け継続的に取り組むことができるよう、財政措置を含む新たな支援制度を創設すること。

加えて、各地方自治体が数値的根拠をもって圏域における戦略・施策を立案できるよう、国において広域的な社会・経済活動に関するデータ基盤及び人的サポートを行う体制の整備を行うこと。

- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響によって、東京一極集中の課題が浮き彫りになり、企業の地方移転の機運が高まっている。「経済財政運営と改

革の基本方針 2021」においても、「企業の本社機能の移転等に向け、地方拠点強化税制の活用促進を図る。」とされたが、東京一極集中の是正を図り、地方創生を確実なものとしていくためにも、企業拠点の地方移転を強力に後押しする制度が必要である。

地方拠点強化税制については、令和2年度税制改正において特例措置の延長と要件の緩和等の拡充が行われたところであるが、令和3年度までの適用期限であるため、令和4年度以降も特例措置を延長することはもとより、指定都市・中核市をはじめとした地方自治体、経済団体や企業の意見を十分に聴きながら、支援内容や適用要件を大幅に見直し、東京都からの本社機能の移転につながる実効性のあるものとする。

移転型について、東京23区だけではなく、東京都から本社機能を移転した場合も制度の対象とすること。また、移転型及び拡充型のいずれも、三大都市圏を優遇措置の対象とすること。そのうえで、過疎地域に準ずる地域など、特に配慮が必要な地域に対し、更なる優遇措置を講ずること。

また、コロナ禍を踏まえたテレワークの活用がキーとなることから、地方創生テレワーク交付金の対象地域の追加及び内容の更なる拡充など企業の地方移転に伴うシステム構築に対する支援を充実させること。

4 二市長会との定期的な協議の場の設置

国に地方の声を届ける仕組みとして、いわゆる地方六団体については「国と地方の協議の場に関する法律」に基づく国との協議の場をはじめ、様々な機会が設けられているが、指定都市市長会・中核市市長会には、同様の仕組みが確立されていない。

地方自治体を取り巻く状況がめまぐるしく変化する中、多種多様な課題に迅速かつ的確に対応するとともに、今後起こりうる課題に先手を打つためには、これまで以上に国と地方自治体の積極的な連携・協力が欠かせない。とりわけ、地域経済の活性化に尽力し、子育てや介護などを最前線で支える指定都市・中核市の声を反映させることが最も効果的である。

そこで、国における各種検討会議に、それぞれの地域における社会・経済活動の中心である指定都市・中核市を積極的に参画させることにより、地域の実情の把握に努めるとともに、これら市長会との定期的な協議の場を早急に設けること。

5 地方制度改革の一層の推進

(1) 指定都市・中核市は、その規模や歴史・文化をはじめ、地域で果たす役割等、それぞれが異なる特性を持っており、各都市において、その地域にふさわしい都市像の実現を目指した取組が行われている。

しかしながら、各都市が直面する課題と向き合い、自らの判断と責任により10年後、20年後を見据えたまちづくりを行うためには、事務・権限及び税源の移譲が未だ不十分であり、より一層の地方制度改革が必要である。

については、「補完性の原理」、「基礎自治体優先の原則」に基づき、国と都道府県、市区町村の役割を改めて整理するとともに、指定都市・中核市が必要とする事務・権限及び税源の移譲を積極的に進めること。

また、大都市制度については、道州制も視野に入れつつ、指定都市市長会が提案している「特別自治市」制度の法制化等、地域の特性に応じた多様な大都市制度を実現すること。

あわせて、地方分権を今後進めるに当たっては、平成27年4月に中核市の指定要件が緩和されたことにより、人口20万人程度から60万人程度と多様な中核市が誕生していることを踏まえ、都市区分による一律の議論のみによらず、「手挙げ方式」などの活用により、地域・圏域の実情に応じて選択的に事務・権限等の移譲が受けられる制度を創設すること。

特に、中核市市長会がかねてより求めている「県費負担教職員の人事権等移譲」については、平成29年度に指定都市に対して教職員に係る税財源の移譲が行われたことも踏まえ、一向に進展の見えない「事務処理特例制度による対応」という整理ではなく、希望する中核市が地域の実情に応じて選択的に事務・権限の移譲を受けられるよう、抜本的な制度改革を行うこと。

(2) 現在、国において、地方分権改革における「提案募集方式」による取組が進められているが、指定都市・中核市が持つ能力を最大限に発揮できるよう、その発意による創意工夫の趣旨を十分に酌み取るとともに、提案対象を権限移譲と規制緩和に限定することなく、権限移譲に伴い必要となる税源移譲をはじめとした税財政制度についても対象とすること。

さらに、多くの都道府県で条例による事務処理特例制度を活用して移譲されている事務・権限に関する提案はもとより、現状における支障事例の有無にかかわらず、住民の利便性の向上及び行政の効率化に資することが明らかな提案は、移譲先となる基礎自治体の意見を広く踏まえた上で、積極的に検討を行い、その実現を図ること。なお、新たな事務・権限の移譲に伴い必要となる財源についても確実に措置を講ずること。

あわせて、大都市に関する特例等により、道府県から指定都市に移譲されている事務・権限及び新たに移譲される事務・権限について、所要額が税制上措置されるよう、道府県から指定都市への税源移譲により大都市特例税制を創設するとともに、権限移譲を希望する中核市が権限及び税源移譲を受けられるよう積極的な検討を行うこと。

- (3) 国と民間企業との間では、「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」に基づき人事交流が図られているが、地方自治体と民間企業の間では同様の法律が整備されておらず、その人事交流の形態については、研修の位置付けか、若しくは任期付職員としての採用に限定されており交流実現の支障となっているため、国と同様の制度を地方自治体でも構築できるよう、法制度を創設すること。

6 地方税財政制度の再構築

- (1) 真の分権型社会の実現のため、消費税、所得税、法人税等、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」を現状の6：4からまずは5：5とし、さらに、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、その新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。

また、地方法人税は単に地方間の税収を再配分する制度であり、真の分権型社会の実現の趣旨にも反する不適切な制度であるため、地方自治体間の財政力格差の是正は、法人住民税などの地方税収を減ずることなく、国税からの税源移譲や地方交付税の法定率引上げ等、地方税財源拡充の中で地方交付税等も含め一体的に行うこと。

- (2) 地方が必要とする一般財源総額について、増加傾向にある社会保障関係費、地域社会のデジタル化や防災・減災、国土強靱化等に伴う新たな地方負担を含めた地方の財政需要と地方税等の収入を的確に見込むことで、地方の安定的な財政運営に必要な額を確保すること。

また、地方の財源不足の解消は、地方交付税の法定率の引上げによって対応し、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。さらに、地方交付税は、大都市等に特有の財政需要を的確に反映させた客観的・合理的な基準によって算定し、配分すべきであり、大都市等に限定した削減は決して行わないこと。

あわせて、具体的な算定方法を早期に明示し、各地方自治体における予算編成に支障が生じないよう地方交付税額の予見可能性を確保すること。

(3) 地方の保有する基金は、災害対策など特定の目的のために各地方自治体が地域の実情を踏まえて、各々の責任と判断で積立てを行っているものであり、基金の現在高を理由とした地方交付税の削減は決して行わないこと。

(4) 国民健康保険制度の持続的・安定的な運営のため、被保険者の高齢化の進展や職業構成の時代的变化などにより生じた構造的課題の解決に向けて、国庫負担の拡大による財源強化と、医療保険制度の一本化に向けた抜本的な制度の見直しを行うとともに、1人当たりの医療費が増嵩傾向にある中で、被保険者の健康の保持増進と医療費適正化を推進するための更なる財政措置を講ずること。

また、国、地方を通じて子育て支援を強化するための様々な政策を進めている中で、令和4年度から導入される未就学児に係る均等割保険料

(税)の軽減措置については、子育て世帯の更なる負担軽減の観点から、国の責任と財政負担により、対象となる年齢の拡大や軽減割合の引き上げ等、制度の拡充を図ること。

(5) 固定資産税は基礎自治体の歳入において大きな割合を占める基幹税目であることから、今後も公平かつ簡素な税制を目指すとともに、その安定的な確保を図ること。

とりわけ、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置等として、売上が減少した中小事業者等に対する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置や、令和3年度評価替えに伴い負担調整措置等により税額が増加する土地について前年度の税額に据え置く特別な措置等が講じられたが、国の経済対策については、国税や国庫補助金などにより実施すべきであり、固定資産税の軽減措置等を用いないこと。

また、土地の固定資産税等に係る負担調整措置については、現行の商業地等の据置特例を廃止し、負担水準を70%に収斂させる制度とすること。

さらに、家屋評価については、令和3基準年度において、一定の簡素化が図られたものの、納税者に分かりやすく、基礎自治体の事務の効率化が図られるよう、引き続き、現行の評価方法である再建築価格方式自体の抜本的な見直しも含めた検討を行い、一層の簡素化を図ること。

(6) ふるさと納税制度について、令和元年度税制改正において一定の見直しがされたものの、特例控除額が所得割額の2割という定率の上限のみでは、寄附金税額控除の上限額が所得に比例して高くなり、返礼品との組み合わせにより、結果として、高所得者ほど大きな節税効果が生ずるなどの

課題は依然として残されていることから、本来の趣旨に沿った制度となるよう引き続き見直しを行うこと。

また、返礼品を目的とした寄附により都市部における地方自治体の財政に与える影響が大きくなっていることなどを踏まえ、特例控除額に定額の上限を設けるなどの見直しを早急に行うこと。

7 災害復旧・復興や安全・安心な施設整備に向けた財政措置の拡充等

(1) 東日本大震災、熊本地震、平成30年に発生した大阪府北部地震、7月豪雨、台風第21号、北海道胆振東部地震、令和元年8月から9月の前線に伴う大雨（台風第10号、第13号及び令和元年房総半島台風）、甚大な被害をもたらした10月の令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨、令和3年2月の福島県沖を震源とする地震、令和3年7月1日からの大雨など、大規模災害が毎年発生している。大規模災害の被災地では、災害復旧・復興に向けて全力を挙げて取り組んでいるが、その取組は長期にわたるのが実態である。そして復興が長引くほど、避難生活の長期化による心身の疲労を原因とする人的被害や、復興の遅れによる経済停滞、風評被害といった影響が拡大し、被災地から人が離れ、元の生活を取り戻すことが困難となり、さらに地域の再生が危ぶまれる事態にもなりかねない。

国においては、住民に最も身近な存在である基礎自治体の意見を十分に踏まえ、被災者の生活再建への支援、インフラの早期復旧、災害廃棄物処理、地場産業の復興、風評被害の払拭等、一日も早い災害からの復旧・復興に向けた取組を強化し、十分な財政措置を早急に講ずること。

(2) 学校施設の老朽化対策やトイレの洋式化・乾式化など、防災・減災機能の強化を図るとともに、感染症対策を含めた教育環境の改善を計画的に進められるよう、必要かつ十分な財政措置を講ずること。また、実情に見合った基準単価への改正、補助率の引上げ及び補助要件の緩和など制度充実を図ること。

(3) 国民の生命と暮らしを守るため、道路、河川、上下水道などのインフラ施設をはじめとする公共施設の計画的な維持管理・更新等が不可欠であることから、ライフサイクルコストの縮減を目指す予防保全型の修繕等への重点的な支援を行うとともに、新技術等によるコスト低減手法の開発と包括的な民間委託といった新たな事業手法の導入の情報提供等を行うこと。

上水道においては、大量に更新時期を迎える老朽化した水道施設の更新・改良等のための事業費に対する財政措置の拡充を図るとともに、水道施設の災害対策の推進及び水道事業経営基盤の安定化を図るため、現行の

財政措置に係る要件の緩和や制度の拡充を図り、健全財政の確保に資する所要の財政措置を講ずること。

また、災害時における上下水道の迅速な復旧を図るため、水道施設を「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」第3条に規定する災害復旧事業の対象施設とすること。

下水道においては、住民の安全で安心な暮らしを持続するため、下水道事業における浸水・地震・老朽化対策など国土強靱化のための対策について、必要な財源の確保に努めること。

- (4) 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に関連する各事業の予算・財源については、令和4年度以降、その必要額を、当初予算を含め、引き続き別枠・上乗せで着実に確保すること。

さらに、被災地支援に必要な地方整備局等の人員・資機材等の確保はもとより、事前防災対策及びインフラの老朽化対策等に取り組む地方自治体への支援を強化するため、防災・減災、国土強靱化のための組織体制について、令和4年度以降さらに充実・強化を図ること。